ロ　イに掲げる後写鏡及び後方等確認装置に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。）　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める基準

⑴　協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合　当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

⑵　⑴以外の場合　協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡　次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

（削る）

（新設）

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則6.1.及び6.3.に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.⒜、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２ｍ以上」とあるのは「1.8m超」と、「２ｍ未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　イに掲げる後写鏡に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準

⑴　協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

⑵　⑴以外の場合は、協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。